

学生総合保険のご案内

基本契約（普通約款）により補償される担保項目

担保項目	対象となる損害または傷害	お支払いする保険金	お支払いできない主な場合
死亡保険金	被保険者が偶然な事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	保険金額の全額をお支払いします。 ※すでに支払った保険金がある場合には、保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ◎保険契約者、被保険者（保険の対象となる方）や保険金受取人の故意によるケガ ◎けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ
後遺障害保険金	被保険者が偶然な事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、保険金額の3%～100%をお支払いします。 ※保険期間を通じ合算して保険金額が限度となります。	<ul style="list-style-type: none"> ◎無免許運転・酒酔運転、麻薬等を使用しての運転によるケガ ◎脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
入院保険金	被保険者が偶然な事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払します。ただし、事故の日からその日を含めて180日を限度とします。また、入院保険金が支払われる期間中、別な偶然な事故により新たなケガをされても入院保険金は重複してお支払いできません。	<ul style="list-style-type: none"> ◎妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ。 ◎地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ◎戦争、内乱、暴動などによるケガ
手術保険金	上記の入院保険金が支払われる場合において、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において所定の手術を受けられた場合	手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。	<ul style="list-style-type: none"> ◎核燃料物質の有害な特性によるケガ ◎ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、ハングライダーなどの危険な運動中のケガ ◎自動車等の乗用具による競技、試運転等を行っている間のケガ。
通院保険金	被保険者が偶然な事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合	通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り90日間を限度とします。また、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度になおったとき以降の通院に対しては、お支払いできません。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また通院保険金が支払われる期間中、別な偶然な事故により新たなケガをされても通院保険金は重複してお支払いできません。	<ul style="list-style-type: none"> ◎他覚症状のないむちうち症および腰痛
<p>※通院保険金を不担保とする特約を付帯することができます。</p>			
<p>特別費用 ※特別費用を不担保とする特約を付帯することができます。</p>			
学業費用	ご契約時にご指定された扶養者が偶然な事故によりケガをされ、事故の日から180日以内に亡くなられた場合	扶養者が死亡したときから被保険者の予定卒業時までの年数に、学業費用保険金額を乗じた金額を一時にお支払いします。	<p>上記傷害の「お支払いできない主な場合」の他に次のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎扶養者が死亡した時に被保険者が保険証券記載の「学校の種類欄」に記載される学校の学生でない場合 ◎扶養者が死亡した時に扶養者が被保険者を扶養していない場合
緊急費用	被保険者の父母または兄弟姉妹が、偶然な事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合	緊急費用保険金額の全額をお支払いします。	<p>上記傷害の「お支払いできない主な場合」の他に次のものがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎被保険者の親族が死亡した時に被保険者が保険証券記載の「学校の種類欄」に記載される学校の学生でない場合



基本契約（普通約款）により補償される担保項目

担保項目	対象となる損害または傷害	お支払いする保険金	お支払いできない主な場合
<p>個人賠償責任保険金</p> <p>※個人賠償責任保険を不担保とする特約を付帯することができます。</p>	<p>日本国内において被保険者が、次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人のものを壊して損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>①住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②日常生活に起因する偶然な事故</p>	<p>1回の事故につき、保険証券記載の個人賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の防止軽減に要した費用、緊急措置に要した費用もお支払いします。（自己負担額：1,000円）</p> <p>注1：損害賠償金の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ弊社にご相談ください。</p> <p>注2：重複する保険契約が他にある場合は、保険金のお支払いが按分されます。</p>	<p>◎保険契約者、被保険者（保険の対象となる方）の故意による損害賠償責任 ◎地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ◎戦争、内乱、暴動などによる賠償責任 ◎職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ◎同居の親族に対する損害賠償責任 ◎受託品に関する損害賠償責任 ◎心神喪失中（泥酔中など）の損害賠償責任 ◎航空機、船舶、車両、銃器（空気銃を除きます。）等の所有、使用又は管理等に起因する損害賠償責任</p>
<p>借家人賠償責任保険金</p> <p>※借家人賠償責任保険を不担保とする特約を付帯することができます。</p>	<p>日本国内において被保険者が、借用・使用する借戸室を火災・破裂・爆発により損壊した場合で、借戸室の貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>※賃借名義人が被保険者でない場合についても補償されます。</p>	<p>1回の事故につき、保険証券記載の借家人賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、損害賠償責任の解決のために要した訴訟費用等もお支払いします。（自己負担額：1,000円）</p> <p>注1：損害賠償金の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ弊社にご相談ください。</p> <p>注2：重複する保険契約が他にある場合は、保険金のお支払いが按分されます。</p>	<p>上記個人賠償責任の「お支払いできない主な場合」の他に次のものがあります。</p> <p>◎改築、増築、取り壊し等の工事による損害賠償責任 ◎借戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任 ◎借戸室の貸主に引渡し後発見された借戸室の損壊による損害賠償責任 ◎損害が発生した時に被保険者が保険証券記載の「学校の種類欄」に記載される学校の学生でない場合</p>
<p>生活用動産保険金</p> <p>※生活用動産保険を不担保とする特約を付帯することができます。</p>	<p>日本国内において被保険者が所有している生活用動産が火災・爆発・破裂・盗難などの偶然な事故によって損害を受けた場合</p> <p>次のものは生活用動産に含まれませんのでご注意ください。 ●通貨、有価証券、預貯金証書、定期券、クレジットカード、航空券、旅券、切手、貴金属、美術品、眼鏡、コンタクトレンズ、義肢、ハングライダー、ウィンドサーフィン、パラセール、アクアリング、船舶、自転車（バイクを含みます）、動植物など。 ●親族の居住する建物内に所在する生活用動産。</p>	<p>1回の事故につき生活用動産保険金額を限度に損害額をお支払いします。（ただし、1事故につき次の額を免責金額（自己負担額）として控除します。）</p> <p>火災・落雷・破裂爆発の場合：なし 盗難の場合：10万円 その他の場合：1万円</p> <p>また保険価額（時価額）が、生活用動産保険金額を上回るときは、その割合によって保険金をお支払いします。</p>	<p>◎保険契約者、被保険者、保険金の受取人の故意または重大な過失による損害 ◎地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ◎戦争、内乱、暴動などによる損害 ◎台風、暴風雨、竜巻、洪水、豪雨などによる損害 ◎詐欺、横領、置き忘れ、紛失による損害 ◎自然消耗、摩滅、劣化、性質による腐食、さび、変色、かしによる損害 ◎修理、調整作業上の過失または技術の拙劣による損害 ◎偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故、機械的事故による損害 ◎汚れ、キズ、塗装のはがれ等外観上の損傷で、機能に支障がない損害 ◎保険の目的の使用もしくは管理を委託された者または同居の親族の故意による損害 ◎損害が発生した時に被保険者が保険証券記載の「学校の種類欄」に記載される学校の学生でない場合</p>

このリーフレットは、商品の概要を説明したものです。契約の内容は、普通保険約款・特約条項によって定まります。ご不明の点は、取扱い代理店、営業店にお問い合わせください。

取扱代理店

ニューインディア保険会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 2-2-2
丸の内三井ビル 901 TEL03-3214-4711 (代)

<http://www.newindia.co.jp>